

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号	平成 2 年法律第 70 号	
手続名		事業の許可取消、停止命令			根拠条項	第 8 条	
処分基準	都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当するに至ったとき。 三 第 36 条第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 ○法第 5 条第 1 項 都道府県知事は、第 3 条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 二 第 8 条又は第 9 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者 三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前 3 号のいずれかに該当する者があるもの ○第 36 条第 1 項 第 3 条又は第 6 条第 1 項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課	交付機関	食肉衛生検査所	目次 No.